

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(3)

平成29年6月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

第1 求釈明書（2）及び求釈明書（3）について

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、「実際に実施された本件マウス実験の内容」、その科学的観点からの評価、及び、「実際に実施された本件マウス実験の内容」と「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」との間の「隔たり」に関し、求釈明書（2）及び求釈明書（3）において、釈明を求めた。

本件訴訟においては、「捏造」との表現の名誉毀損該当性を判断するにあたって、「実際に実施された本件マウス実験の内容」を認定し、その科学的観点からの評価を行い、「実際に実施された本件マウス実験の内容」と「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」との間にどの程度の「隔たり」があるのかを評価することが不可欠である。

しかしながら、原告池田修一は、「実際に実施された本件マウス実験の内容」、その科学的観点からの評価、及び、「実際に実施された本件マウス実験の内容」と「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」との間の「隔たり」に関し、具体的な認否及び主張をしていない。

1 求釈明書（2）について

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、審理促進のため、早急に求釈明書（2）に対する回答をするよう、強く求める。

2 求釈明書（3）及び原告準備書面（5）について

原告池田修一は、甲10の2枚目「専門的・学術的観点からの成果」の「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々は NF-κBp50 欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B 型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳にIgG由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。」との記述を原告池田修一自身が書いたことを認めている（原告準備書面（5）の1

(1) 項ア)。

また、原告池田修一は、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害しているのだ。」(前半部分)「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」(後半部分)とのNEWS 23における発言に関し、後半部分については、「マウス実験について言及したコメントではなく、原告が診断した患者に関する共通所見について言及したものである」と主張する(原告準備書面(5)の1(2)項)。

求釈明事項1

(1) 甲10の2枚目「専門的・学術的観点からの成果」について

① 本件マウス実験は、ワクチンを接種したマウスそのものの脳を観察した実験ではないにもかかわらず、「3種類のワクチンを接種して脳を検索した」「HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳に」との表現を原告池田修一が採用した根拠を明らかにするよう求める。

② 本件マウス実験は、ワクチンを接種したマウスそのものの脳を観察した実験ではないことから、「自己抗体が沈着」「沈着部位」という表現は、「反応」に留めるべきであったと原告池田修一自身が認めている(原告準備書面(5)の1(1)項イ)にもかかわらず、あえて「自己抗体が沈着」「沈着部位」との表現を原告池田修一が採用した根拠を明らかにするよう求める。

③原告準備書面(5)1(1)項アに「原告が、同教授の報告内容(甲6)や分担研究報告書(甲9、11頁)等を参照して書いたものであるが」とあるが、単なる班内資料である甲6と、厚労省への報告書である甲9では当然甲9のほうが正当性、正確性がある書面であり、その甲9、11頁には「自己抗体の産生」としか書いておらず、「沈着」という言葉は出てこないにもかかわらず、あえて原告池田修一が

「沈着」という言葉を採用したのはなぜか。

(2) 乙1のNEWS 23における発言(後半部分)について

- ① 「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。」との発言に関し、「これは」が何を指すのか、具体的に明らかにするよう求める。
- ② 「共通した客観的所見」との発言に関し、「共通した客観的所見」が何を指すのか、具体的に明らかにするよう求める。
- ③ 「提示できている」との発言に関し、いかなる理由により「提示できている」との結論を出したのか、具体的に明らかにするよう求める。

第2 原告準備書面(2)について

1 原告準備書面(2)第1について

(1) 原告準備書面(2)第1の1(2)について

原告池田修一は、NEWS 23の報道(乙1)に関し、「(被告らが)真っ先に株式会社TBSに対して誤報を指摘し、TBSが速やかに訂正報道できるようにしたはずである。しかるに、被告大江及び同村中はTBSに対する連絡を一切行っておらず、誤報を訂正させようという姿勢がない。誤報が社会に与える影響について、驚くべき無関心ぶりである。」(原告準備書面(2)2頁4行~8行)と主張する。

原告池田修一は、NEWS 23の報道が「誤報」であることを自認しているところ、NEWS 23の報道が「誤報」であるならば、真っ先に「誤報」を指摘しなければならないのは、原告池田修一自身であることは言うまでもない。

にもかかわらず、原告池田修一は、被告大江及び被告村中璃子に対し、「誤報」を訂正するようTBSに連絡すべきだとの意味不明な主張を行い、原告池田修一自身がNEWS 23で誤った発言を行って国民に誤解を与えたことに関する責任感が微塵もみられない。

求釈明事項 2

- ①「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」とのNEWS 23における発言に関し、原告池田修一がTBSに訂正を求めず、あえて「誤報」を放置している理由を明らかにされたい。
- ②「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」とのNEWS 23における発言に関し、「マウス実験について言及したコメントではなく、原告が診断した患者に関する共通所見について言及したものである」と原告池田修一は主張しているところ（原告準備書面（5）の1（2）項）、原告池田修一がTBSに対して「マウス実験について言及したコメントではない」旨の訂正を求めず、あえて「誤報」を放置している理由を明らかにされたい。

原告池田修一は、本件提訴後、被告村中璃子が自身の本名及び連絡先住所を明らかにしなかったと主張し、「被告村中の無責任ぶりは徹底しており、自己の言論にジャーナリスト生命をかけるジャーナリストとはほど遠い」（原告準備書面（2）3頁15行～17行）と主張する。

しかしながら、ペンネームで執筆業を行うことは一般的であり、言論の中身とは一切関係がない。また、住所をあえて公開して執筆業を行う必要性も一切なく、原告の批判には何の正当性もない。そもそも、民事訴訟法において、被告の住所を調査するのは原告の責任に属する事柄であり、原告池田修一の上記主張は、自身の怠慢を棚上げにするものに過ぎない。

原告池田修一は、被告村中璃子の無責任ぶりは徹底しているなどと主張するが、無責任なのは原告池田修一自身である。すなわち、原告池田修一は、本調査委員会から要求された事項、すなわち、①本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正ま

たは修正内容の公表の措置をとること、②本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにすること、③科学的な証明に耐えうる数の NF-κBp50 欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表をすること、を一切実施しておらず、その無責任ぶりは目に余るものがある。

(2) 原告準備書面 (2) 第 1 の 1 (4) について

原告池田修一は、平成 27 年 12 月 28 日のプログレスミーティングにおいて、A 氏から、「子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B 型肝炎ワクチン、生理食塩水をそれぞれ接種した NF-κBp50 欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像」として甲 5 の画像を示されたことを認めている (原告準備書面 (2) 4 頁 (i))。

すなわち、平成 27 年 12 月 28 日の時点において、原告池田修一は、甲 5 の画像が、各ワクチンを打ったマウスそのものの脳を観察したものでなく、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清 (血液の液体成分) を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて行った実験 (「脳組織との反応」実験。丙 6・74 頁 1 項、同 75 頁 3 項参照。) によるものであることを認識していた。

にもかかわらず、原告池田修一は、平成 28 年 3 月 14 日、全国ネット放映された TBS テレビの NEWS 23 の取材において、甲 5 のスライドの画像を TBS テレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということ。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」(乙 1) などと発言し、かつ、平成 28 年 3 月 16 日、「ワクチン接種後の血清 (自己抗体) のマウス海馬への沈着」との表題のもと、「サーバリックスだけに自己抗体 (IgG) 沈着

あり」と記載されたスライド、及び、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」と記載されたスライドを用いて、本件成果発表会において自ら発表を行った（甲4及び甲5）。

原告池田修一は、NEWS 23の発言及び本件成果発表会において、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆している。」「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」との結論を述べているが、実際には、①科学的・統計学的にみた意味はゼロに等しいN=1のマウス実験の結果であり、②子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの脳の海馬を観察した実験ではなく、③脳の海馬に自己抗体が沈着したとの結果が得られておらず、④インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水を打ったマウスそのものの脳の海馬における自己抗体の沈着状況も不明である。

原告池田修一は、本件マウス実験が、子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの脳の海馬だけに自己抗体が沈着していることを示すものではないことを認識しながら、マウス1匹（N=1）にたまたま起きた結果について、あえて上記結論を発表・発言したものであり、これは「捏造」である。専門家からも、「この写真（甲5の画像）が死後のマウスの脳に抗体を振りかけただけであるのなら、これは池田氏の意図的なデータの捏造ということになります。」と指摘されているところである（甲6・72頁3行～4行）。

原告池田修一は、「これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真は甲第5号証に掲載された1枚の画像しかなく」と主張するが（原告準備書面（2）4頁（ii）（iv））、事実に反する。A氏は、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったことを認めている。

2 原告準備書面（2）第2について

原告準備書面（2）第2の1（2）において、原告池田修一は、「捏造」の定義として、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」、「事実でない事を事実のようにこしらえること」であると主張する。

被告村中璃子準備書面（2）第2及び第3で述べたとおり、「捏造」という表現は、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあるという意味であるが、仮に原告主張の「捏造」の定義を前提としても、上記1でも述べたとおり、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっている」ということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」との結論は、「存在しない研究結果等」であり、また、「事実でない事」である。

3 原告準備書面（2）第3について

（1）原告準備書面（2）第3の1（1）について

本件摘示事実1に関し、被告村中璃子は、甲1において、平成28年3月16日に放送されたNEWS 23における原告池田修一の発言及び同日の成果発表会における原告池田修一による発表を一連のものとしてとらえ、これを「捏造」と表現したものであり、本件成果発表会での発表のみを問題にしたとの原告池田修一の主張は、誤りである。このことは、被告村中璃子が、甲1・41頁1段目の記事冒頭でNEWS 23における原告池田修一の発言が誤りであることを指摘した上、同発言と本件成果発表会での発表を問題にしていることから明らかである。

被告村中璃子が、本件各記事において、原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたとの事実を摘示していないことは、既に被告村中璃子準備書面（1）3頁（1）で述べたとおりである。

（2）原告準備書面（2）第3の2について

原告池田修一は、本件各記事の真実性に関し、本件各記事作成にあたっての調査・取材内容を証拠に基づいて主張すれば足りると主張するが（原告準備書面（2）10頁末尾から5行～4行）、被告村中璃子準備書面（2）第1で述べたとおり、本件各記事の真実性の有無を判断するにあたっては、「実際に実施された本件マウス実験の内容」を証拠に基づき認定する必要があるのであって、原告池田修一の主張は、真実性の問題と真実相当性の問題を混同するものである。

（3）原告準備書面（2）第3の3について

原告池田修一は、NEWS 23で放映された原告池田修一のコメントは、原告池田修一が取材で説明した内容のごく一部が番組に使われたに過ぎず、コメントの一部を抜粋して番組に使われ、原告池田修一が意図しない文脈で視聴者が報道内容を理解することがあったとしても、それは、報道機関（TBS）の責任であって、原告池田修一の責任ではないと主張する（原告準備書面（2）11頁末尾から2行～12頁2行）。

しかしながら、平成27年12月28日の時点において、原告池田修一は、甲5の画像が、各ワクチンを打ったマウスそのものの脳を観察したものでなく、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清（血液の液体成分）を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて行った実験によるものであることを認識していたにもかかわらず、NEWS 23の取材において、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈

着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」と断定的に発言をしており、当該発言の内容は、原告池田修一自身が責任を負うべきものであることは言うまでもない。

仮に、原告池田修一が主張するように、コメントの一部が抜粋された事実があったとしても、原告池田修一のNEWS 23における上記発言は、それ自体で完結しており、「抜粋」の有無は関係がない。

(4) 原告準備書面(2)第3の4について

原告池田修一は、本件マウス実験を含む各研究内容に関する責任は、担当する各研究者が負うものであると主張するが(原告準備書面(2)12頁16行~17行)、被告村中璃子求釈明書(3)2項でも述べたとおり、原告池田修一は、本件マウス実験にかかる厚労省研究班の研究代表者としてだけでなく、本件マウス実験が実施された当時の信州大学医学部長としても、本件マウス実験に関して責任を負う立場にあった。

平成27年12月28日の時点において、原告池田修一は、甲5の画像が、各ワクチンを打ったマウスそのものの脳を観察したものでなく、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清(血液の液体成分)を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて行った実験によるものであることを認識しており、また、マウス各1匹に起きた結果に過ぎないものである以上、原告池田修一自身が行った本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言は、原告池田修一が全責任を負うというべきであり、科学者・研究者としての資質が著しく疑われるとともに、厚労省研究班の発表であること及びNEWS 23が全国ネット放送という社会的影響力の大きさに鑑みても、原告池田修一の行為は極めて無責任で悪質と言わざるを得ない。

(5) 原告準備書面(2)第3の5について

原告池田修一は、厚労省が予備的な研究であることを知りながら、本研究班の研究内容をあえてマスコミに公開して発表させ、甲5のスライドについて厚労省担当者は事前の打ち合わせで修正した方がよい旨の指摘をしなかったことなどを理由に、厚労省の対応は、公平を欠き、被告らに加担するものである、などと主張する。

しかしながら、研究費用を助成した厚労省の担当者が各スライドに記載された画像の生データを一つ一つ検証する責任も義務もない。

厚労省の対応は、公平を欠き、被告らに加担するものである、などとする原告池田修一の主張、及び、原告池田修一代理人の清水勉弁護士による「上記マウス実験に関するスライドは予防接種室で幾度も確認したうえで公表に至ったものであり、同スライドの説明文が適切でないまま公表するに至ったことについては貴省は池田と“同罪”であり、池田を一方的に非難する立場にないことを明らかにすること。」

(丙27) といった主張は、単なる言いがかりに過ぎない。

原告池田修一は、本件成果発表会が公開されること、NEWS 23が全国ネットで放送されることを認識していたにもかかわらず、自ら甲5のスライドを準備し、甲5の画像をTBSにも提供した上で、本件成果発表会及びNEWS 23において誤った発表・発言を行ったことから、原告池田修一自身が行った本件成果発表会及びNEWS 23における誤った発表・発言は、厚労省が責任を負う筋合いのものではなく、原告池田修一が全責任を負う。

第3 原告準備書面(3)について

1 原告準備書面(3)第1の2について

「チャンピオンデータで議論を進める」というのは、N=1であるにもかかわらず、その結果をもとに議論を進めることを指す。

2 原告準備書面（3）第2及び第3について

「捏造」の表現については、被告村中璃子準備書面（2）第2及び第3で述べたとおりであり、原告池田修一の主張は争う。

第4 原告準備書面（4）について

原告準備書面（4）については、原告池田修一の反訴答弁書に対する反論とあわせて、別途認否反論を行う。

以 上